

新入生保護者の皆さまへ

重要につき、必ずご覧ください。

拓殖大学第一高等学校（2018年度）

このパンフレットには2018年度拓殖大学第一高等学校生徒総合補償制度別冊がついています。あわせてお読みください。

生徒総合補償制度 (学生・子ども総合保険)のご案内

この保険は学校法人拓殖大学が保険契約者となる団体契約です。
拓殖大学第一高等学校にご入学された方の制度です。

ご入学
おめでとう
ございます

団体割引
15%適用

保険料は1日わずか約36円!!
(Aセットにご加入の場合)

保険料は一括払い。
Aセットご加入の場合、1日あたり
わずか約36円で3年間の補償が
得られます!

充実した補償!!

学校内やレジャー中のケガから
第三者への賠償責任(示談交渉付
き)や扶養者に万が一の事故があ
った場合の学資費用まで補償。

手続きが簡単!!

医師の診査は不要。
1回のお手続きで保険期間の3年
間補償されますので安心です。

保険期間

平成30年4月1日午前0時*から平成33年4月1日午後4時まで 3年間
※3月中に払込みが確認できなかった場合は、入金を確認できた翌日から補償開始となります。

募集締切日

平成30年3月31日(土)まで(お早めにお手続きください。)
(募集締切日は3月31日までとなっておりますが、募集締切日後もご加入手続きは可能です。募集締切日後の場合は、ご確認のため、お手続き前に㈱紅陵企画まで必ずご連絡をお願いします。なるべく入学手続きと同時に手続きください。)

お申込方法

同封の払込取扱票(生徒総合補償制度申込書(加入申込票))に必要事項をご記入のうえ、
最寄りのゆうちょ銀行・郵便局よりお手続きください。

ご加入者
(申込人)

拓殖大学第一高等学校に在籍する生徒の保護者の方

被保険者
(補償の対象者)

拓殖大学第一高等学校に在籍する生徒の方(入学等手続きを終えた方を含みます。)
※賠償責任補償は生徒ご本人のご加入で生徒のご家族も補償の対象となります。
※学資費用補償は、「扶養者」が補償の対象者となります。
扶養者として指定できる方の詳細は、契約概要のご説明(別冊6ページ)をお読みください。

扶養者の方がケガで重度後遺障害の状態になられたり、ケガや病気で死亡された場合



扶養者が保険期間中に国内外を問わずケガにより亡くなられたり、重度後遺障害の状態になられた場合や発病した病気により死亡された場合に、学資費用(授業料など)を補償します。

【ご加入条件】

- Aセットに入学時ご加入の場合
- ・保険期間:3年間
- ・学業費用支払対象期間:3年間
- ・学資費用保険金額(ケガ):(1年につき)50万円
(実際にかかった費用)
- ・授業料(年間実額):50万円
1年生は25万円(前期分支払済み)

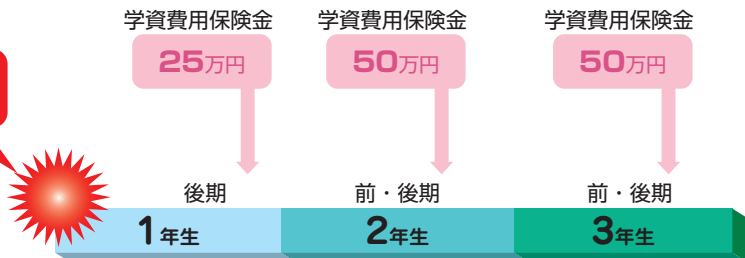
学資費用保険金のお支払例

学資費用保険金は、入学当初のご卒業予定時までにご支払った、事故日以降の毎年の授業料等の学費を実額でお支払いします。支払年度ごとに学資費用保険金額が限度となります。

扶養者の事故(ケガの場合)
1年生の4月30日の事故の場合

お支払例は、ケガの事故の場合です。

※A・Cセットの場合、学資費用は病気による死亡の場合も補償の対象です。



※事故日以前にご支払った学費は補償されません。保険金は学費実費を実際にご負担された後のお支払いとなります。

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合の学資費用も補償されます。

拓殖大学第一高等学校生徒総合補償制度は——

学校生活のみならず日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する制度です。

I. 賠償責任補償(受託物の破損等の事故も補償)

他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合の補償です。ご家族も補償*されます。

(例)あやまって他人にぶつかり、大ケガを負わせ損害賠償を請求されることになってしまった。

※賠償責任補償の被保険者の範囲は、①本人、②親権者およびその他の法定の監督義務者、③配偶者、④本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、⑤本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子。

なお、①および③から⑤までの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。

「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人(お子さまご本人)をいいます。



示談交渉サービス付

日本国内において被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。

(受託物の損害賠償を除きます。)

II. 学資費用補償

<学資費用補償>

扶養者がケガにより死亡または重度後遺障害になられた場合に、授業料などの学費を上記の事例のようにお支払いします。

(例)入学後、ある日突然、学費を負担していた父親が交通事故で亡くなってしまった。

疾病学資費用補償(A・Cセット)にご加入の場合は、扶養者が病気により死亡された場合にも上記の事例のようにお支払いします。



III. お子さま本人のケガの補償(傷害補償)

お子さまが国内・外を問わずケガにより死亡・後遺障害が生じた場合、入院、手術、通院した場合にお支払いします。 ※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、日射または熱射による身体の障害の場合もケガに含まれます。



V. 天災危険補償

天災危険補償特約がセットされていますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も傷害保険金、学資費用保険金をお支払いします。

(例)地震によってビルの割れた窓ガラスにあたり、ケガを負ってしまった。



IV. お子さま本人の病気の補償(疾病補償)

お子さまが国内・外を問わず病気により入院、手術、放射線治療を受けた場合にお支払いします。

<A・Bセットの場合>



加入セットは皆さまのニーズに合わせてお選びください。



Q.1 扶養者が病気により死亡された場合の学資費用補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

Q.2 お子さまの病気の補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

Q.2 お子さまの病気の補償は必要ですか？

必要あり

必要なし

Aセット

Cセット

Bセット

Dセット

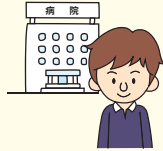
保険金額・保険料		学資費用 ケガ+病気補償		学資費用 ケガのみ補償		
セット名と保険料 (3年間一時払)		お子さまの 病気補償あり	お子さまの 病気補償なし	お子さまの 病気補償あり	お子さまの 病気補償なし	
		Aセット 39,000円	Cセット 35,000円	Bセット 36,000円	Dセット 32,000円	
I 賠償責任補償(注3) (注4)		1億円 (記録情報限度額500万円)				
II 学資費用	学資費用保険 金額(ケガ)(注1)	(1年につき)50万円				
	疾病学資費用保険 金額(病気)(注1)	(1年につき)50万円		—		
III お子さまのケガの補償	死亡・後遺障害 保険金額(注2)	被保険者が 500名以上の 場合 (団体割引15%)	113.5万円	160.5万円	217.9万円	264.9万円
		被保険者が 100名以上 500名未満 の場合 (団体割引10%)	44.4万円	98.8万円	154.6万円	208.9万円
IV お子さまの病気の補償	入院保険金日額	(1日につき)3,000円				
	手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は 入院保険金日額の5倍				
	通院保険金日額	(1日につき)2,000円				
V 天災危険補償	疾病入院 保険金日額	(1日につき) 3,000円	—	(1日につき) 3,000円	—	
	疾病手術保険金	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は疾 病入院保険金日額の5倍	—	入院中に受けた手術の場合は 疾病入院保険金日額の10倍 それ以外の手術の場合は疾 病入院保険金日額の5倍	—	
	放射線治療 保険金	1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の10倍	—	1回の放射線治療について 疾病入院保険金日額の10倍	—	
V 天災危険補償		II・IIIのケガの補償が対象となります。(IIの疾病学資費用は除かれます。)				

上記は職種別A(生徒等)の保険料です。お子さまがそれ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 (注1) 学資費用保険金・疾病学資費用保険金の学業費用支払対象期間は平成33年4月1日までです。
 (注2) 保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。その場合、死亡・後遺障害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
 (注3) 賠償責任補償の被保険者の範囲は前ページまたは別冊6ページをご参照ください。
 (注4) 賠償責任補償等においては、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

保険金のお支払事例 ～例えばこんなことが起こったら～

< 例1 >

お子さまが部活動中に熱中症にかかり、5日間入院、退院後3日間通院した。



< 例2 >

自転車で通学中に転倒し、大ケガを負って、病院に20日間入院、10日間通院した。



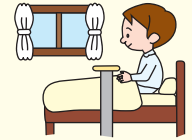
< 例3 >

お子さまが自転車に乗っていて通行人に衝突し、ケガをさせ損害賠償責任を負った。



< 例4 > (A・Bセットの場合)

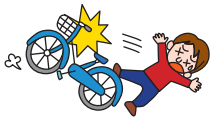
お子さまが盲腸で5日間入院、手術を受けた。



事故が起こったら

事故が起こったら

早急に
(30日以内)にご連絡を



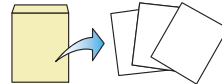
電話連絡をしてください

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日
事故受付サービス
三井住友海上
事故受付センター
0120-258-189
(無料)



請求書を提出

必要な書類が送付されますので、できるだけ早く書類を提出ください。



保険金が支払われます

銀行振込みでお支払いします。

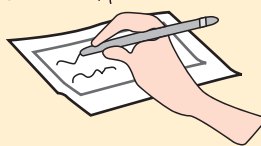


お申込方法・ご加入方法

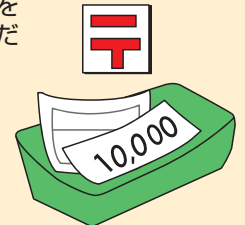
ご加入セットをご選択ください。次に、ご加入セットの保険料をご確認ください(保険料はすべて一時払です)。



同封しております払込取扱票の記入例を参考にして必要事項をご記入ください。



最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。



加入者証

この制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、郵送いたします。加入者証到着までは振替払込請求書兼受領証が、この制度の加入の証となりますので、大切に保管ください。

◎ 加入者証郵送時期：5月中旬～6月初旬頃

お問い合わせ先

●取扱代理店

株式会社紅陵企画

(学校法人拓殖大学事業会社)

電話 03-3947-8443

FAX 03-3947-0623

〒112-8585 東京都文京区小日向3-4-14

拓殖大学内

●引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1